

くまもとゼロカーボン資金実施要領

(目的)

第1 熊本県中小企業融資制度要項に定義する中小企業者が事業活動におけるCO2排出量削減を図るために必要な設備導入に係る資金繰り支援を行い、中小企業者のゼロカーボンに向けた取組みを促進することを目的とする。

(融資対象者)

第2 融資対象者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等を導入しようとする者
- (2) 中小企業庁の「事業再構築補助金（グリーン成長枠）」の交付決定を受けた者

(資金使途)

第3 資金使途は、設備資金とする。

(融資限度額及び融資期間)

第4 融資限度額は、8,000万円以内とし、融資期間は、10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付又は手形貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、原則として均等分割返済とする。なお、手形貸付は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.50%以内

7年超 1.90%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 県補助後の保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.40%	0.25%

「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合								
0.20%								

※会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。

(担保)

第9 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、設備導入計画書(様式1)とする。

なお、融資対象者(2)の場合は、交付決定通知書の写し及び採択された事業計画書の写しを併せて提出するものとする。

第12-2 融資実行後、設備導入が完了した場合は、設備導入報告書(様式2)を提出するものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

設備導入計画書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備導入に係る計画書を提出します。

No	新規更新	設備の種類	設備、機器、工事等の内容 (製品名、型番、数量など)	節電・省エネルギー の効果想定

※節電・省エネ効果の根拠が分かる書類（仕様書、カタログ等）を添付してください。

※設備更新で、化石燃料使用機器を導入する場合、電気等の非化石燃料を使用する設備との比較ができる資料（更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料）も添付してください。

年 月 日

設備導入報告書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備を導入しましたので報告します。

導入設備

No	製品名	設置場所	設置完了日

※製品それぞれの領収書、設置完了報告書等を添付してください。

※設置状況が分かる写真、地図等を添付してください。